

# 附属機関等の運営に関する基本事項

(令和4年4月1日時点)

【所管局：都市整備局】

機関名称	東京都広告物審議会
機関種別	附属機関
設置根拠 法令等	東京都屋外広告物条例第56条、東京都広告物審議会運営要綱
設置年月日	昭和25年2月7日
機関の目的 ・所掌内容	広告物の規制の適正を図るため
委員数	23人 (うち、女性委員数 8人)
会議公開	一部非公開
会議を非公開とする場合の理由	審議の内容に企業・団体等の情報が含まれる場合等については、非公開とする場合がある。
議事録公開	公開
議事録を非公開とする場合の理由	審議の内容に個人情報等が含まれる場合等、東京都情報公開条例第7条各号に該当するとき。
備考	-
HPのURL	<a href="https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/koukoku_singi/index.html">https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/koukoku_singi/index.html</a>
問い合わせ先	都市整備局都市づくり政策部緑地景観課 電話番号：03-5388-3335 FAX番号：03-5388-1351